

証券コード 6881
2020年6月9日

株主各位

長野県上伊那郡箕輪町大字三日町482番地1
株式会社キョウデン
代表取締役社長 森 清 隆

第38回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第38回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2020年6月24日（水曜日）の営業時間の終了時（午後5時15分）までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2020年6月25日（木曜日）午前11時
 2. 場 所 長野県上伊那郡箕輪町大字中箕輪8288番地1
伊那プリンスホテル デビューテホール
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）
 3. 会議の目的事項
報告事項
 1. 第38期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第38期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）計算書類報告の件
- 決議事項
第1号議案 取締役7名選任の件
第2号議案 監査役2名選任の件

以 上

- ~~~~~
- 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - 【連結計算書類】の「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」、【計算書類】の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」につきましては、法令および当社定款の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.kyoden.co.jp>）に掲載しておりますので、本定時株主総会招集ご通知提供書面には記載しておりません。上記のウェブサイト掲載事項は、会計監査人および監査役の監査の対象に含まれております。
 - 株主総会参考書類ならびに事業報告、連結計算書類および計算書類に修正すべき事情が生じた場合は、上記の当社ウェブサイトにて、修正後の事項を掲載させていただきます。

(提供書面)

事業報告

(2019年4月1日から
2020年3月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

①事業の経過および成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、経済政策等による企業収益や雇用情勢の改善を背景に緩やかな回復基調ではありましたが、消費税増税後の消費マインドの冷え込み、および2020年始から新型コロナウイルス感染症の世界的な拡大に伴う経済活動の低迷等により、先行きの不透明感が一層強まっております。また、世界経済は、米中貿易摩擦による影響、新型コロナウイルス感染症の拡大による米国、欧州、アジアでの経済活動・生産活動の制限により大きく停滞しました。

このような環境のもと、当連結会計年度の売上高は前期比5.7%減の53,160百万円、営業利益は前期比44.9%減の2,188百万円、経常利益は前期比46.1%減の2,142百万円、親会社株主に帰属する当期純利益は前期比46.6%減の1,621百万円となりました。

セグメントの業績は、次のとおりであります。

(電子事業)

電子事業におきましては、全般的な基板受注の落ち込みの中アミューズメント機器向けが好調に推移しましたが、事業構造改革による横浜事業所閉鎖に伴い、長野事業所・大阪事業所への生産設備の移設ならびに生産移管を進める中、当初想定していた移管後の生産計画を下回って推移したこと、昨年10月の台風19号による材料調達難などの影響により、売上高は前期比7.0%減の41,051百万円、セグメント利益は前期比55.3%減の1,298百万円となりました。

(工業材料事業)

工業材料事業におきましては、今上半期が都市インフラ関連製品の需要の端境期に当たり、昨年度上半期に例年の水準を超えて大きく伸びた混和剤の販売が通常の水準に戻ったことに加え、第2四半期以降、主要取引先で事故・自然災害による設備トラブルが相次いだことが更なるマイナス要因となり、減価償却負担増も収益を押し下げました。第4四半期の業績は堅調に推移しましたが、それまでの減少分を取り戻すまでには至らず、売上高は前期比0.7%減の12,109百万円、セグメント利益は前期比16.7%減の890百万円となりました。

②設備投資の状況

当連結会計年度に実施いたしました当社グループの設備投資の総額は2,717百万円であり、その主なものは、生産効率化および品質向上を目的とした生産機械設備の増設であります。

③資金調達の状況

当連結会計年度における資金調達は、自己資金のほか金融機関からの借入金をもって充當いたしました。

④事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

該当事項はありません。

(2) 直前3事業年度の財産および損益の状況

摘要	2016年度 第35期	2017年度 第36期	2018年度 第37期	2019年度 第38期 (当連結会計年度)
売上高 (百万円)	53,862	56,560	56,357	53,160
経常利益 (百万円)	1,896	3,179	3,971	2,142
親会社株主に帰属する 当期純利益(百万円)	1,467	2,307	3,036	1,621
1株当たり当期純利益(円)	29.53	46.45	61.11	32.64
総資産 (百万円)	40,227	44,375	47,288	45,502
純資産 (百万円)	12,581	14,727	17,202	18,775

(注) 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号平成30年2月16日)等を第37期から適用しており、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示する方法に変更するとともに、第36期に係る総資産の金額は組替え後の金額で表示しております。

(3) 重要な親会社および子会社の状況

①親会社の状況

当社には該当する親会社はありません。

②親会社等との間の取引に関する事項

イ 取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項

当社は親会社等(当社主要株主およびその近親者)が所有する会社との間で「保険料の支払」「事務所等の賃借」等の取引を実施しておりますが、当該取引をするに当たっては、当該取引の必要性および取引条件が第三者との通常の取引と著しく相違しないこと等に留意し、合理的な判断に基づき、公正かつ適正に決定しております。

ロ 取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断およびその理由

当社は、独立社外取締役ならびに監査役から当社経営に対する適切な意見を得ながら、また、必要に応じ、当社と利害関係のない第三者より当該取引が当社の少数株主にとって不利益なものでないと判断する旨の意見を得たうえで、取締役会において多面的な議論を経て、当該取引の実施の可否を決定しております。事業運営に関しては、取締役会を中心とした当社独自の意思決定に基づき業務執行をしており、上場会社としての独立性を確保しながら、適切に経営および事業活動を行っております。

ハ 取締役会の判断が社外取締役の意見と異なる場合の社外取締役の意見

該当事項はありません。

③重要な子会社の状況

会社名	資本金	議決権比率	主な事業内容
昭和K D E 株式会社	百万円 2,820	% 100.0	硝子長繊維用原料、耐火物、混和材、農業原料の製造・販売
株式会社キョウデンプレジジョン	100	100.0	プレス、成形、板金、ユニット組立、基板実装組立
KYODEN (THAILAND) CO.,LTD.	百万タイバーツ 823	100.0 (100.0)	プリント配線板の製造・販売

(注) 当社の議決権比率の () は、間接所有を示す内数であります。

④事業年度末日における特定完全子会社の状況

当社には該当する子会社はありません。

(4) 対処すべき課題

①電子事業

国内では、当社独自の「ワンストップソリューション」(プリント配線板の設計・製造・実装から意匠・機構部品加工・組立までを内製)の機能をベースに、引き続き国内の少量多品種領域における拡販やコスト競争力の強化および生産能力の増強を図ってまいります。海外ではタイ工場の多層基板の生産能力増強や品質改善に努めることにより収益力の強化に取り組んでまいります。

また、中期的には次世代通信規格(5G)を背景とした、基地局等のインフラ整備や車載市場におけるADAS搭載、IoT等、様々な分野で市場拡大が見込まれており、これらの市場に対する新製品の技術開発・製造技術体制の強化により技術競争力の向上を図り、効率的な投資を実施しながら試作分野からの取込・拡販を行い収益性の向上を目指してまいります。

②工業材料事業

既存商品の拡販、品質改良とコスト競争力の強化に継続的に努めるとともに、将来の基幹製品を育成すべく、長年培ってきた無機鉱物に関するノウハウと生産設備を活用した新販路の開拓・新製品の導入やシナジーの期待できる企業との提携による業容の拡大に取り組んでまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 主要な事業内容 (2020年3月31日現在)

事業内容	主要製品等
電子事業	プリント配線板設計・製造・実装、メカ・ユニット組立
工業材料事業	硝子長繊維用原料、耐火物、混和材、農薬原料、各種金属・鉱産物等の加工

(6) 主要な営業所および工場 (2020年3月31日現在)

会社名	事業所名 (所在地)
当社	本社 : 長野県上伊那郡箕輪町 本部 : 東京都品川区 営業所 : 仙台、東京、中部 (名古屋市)、大阪 工場 : 本社、東北 (いわき市)、大阪 (泉大津市)
昭和KDE株式会社	本社 : 東京都品川区 工場 : 安芸津 (東広島市)
株式会社キョウデンプレジジョン	本社 : 静岡県伊豆の国市 工場 : 本社
KYODEN (THAILAND) CO.,LTD.	本社 : タイ王国チョンブリ 工場 : 本社

(注) 当社の横浜事業所は、生産拠点の集約により、2019年12月をもって生産を停止いたしました。

(7) 使用人の状況 (2020年3月31日現在)

①企業集団の使用人の状況

事業の種類別 セグメントの名称	使用人数	前連結会計年度末比増減
電子事業	2,078名	146名減
工業材料事業	269名	3名減
全社 (共通)	59名	1名減
合計	2,406名	150名減

(注) 全社 (共通) として、記載されている使用人数は、特定のセグメントに区分できない管理部門に所属しているものであります。

②当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
926 (234) 名	110名減 (10名減)	44.1歳	8.5年

- (注) 1. 使用人数は就業員数 (当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含んでおります。) であり、臨時雇用者数 (パートタイマー、人材会社からの派遣社員、季節工を含んでおります。) は () 内に年間の平均人員を外数で記載しております。
2. 前事業年度と比べて使用人数が110名 (10名) 減少しましたのは、主に事業構造改革の一環として募集した希望退職によるものであります。

(8) 主要な借入先の状況 (2020年3月31日現在)

借入先	借入残高
株式会社横浜銀行	1,460百万円
株式会社八十二銀行	1,453百万円
株式会社三井住友銀行	1,157百万円
株式会社あおぞら銀行	902百万円
三井住友信託銀行株式会社	725百万円

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況 (2020年3月31日現在)

- | | |
|--------------|--------------|
| ①発行可能株式総数 | 200,000,000株 |
| ②発行済株式の総数 | 52,279,051株 |
| ③株主数 | 5,654名 |
| ④大株主 (上位10名) | |

株主名	持株数	持株比率
株式会社クラフト	17,189千株	34.59%
橋本 浩	14,985千株	30.16%
日本トラスティ・サービス 信託銀行株式会社 (信託口)	1,583千株	3.18%
日本トラスティ・サービス 信託銀行株式会社 (信託口4)	1,437千株	2.89%
株式会社商工組合中央金庫	907千株	1.82%
キョウデン従業員持株会	384千株	0.77%
日本マスタートラスト 信託銀行株式会社 (信託口)	369千株	0.74%
クレディ・スイス証券株式会社	349千株	0.70%
MSIP CLIENT SECURITIES (常任代理人 モルガン・スタンレーMUFG証券 株式会社)	333千株	0.67%
株式会社三井住友銀行	332千株	0.66%

- (注) 1. 当社は、自己株式を2,592,855株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

(2) 新株予約権等の状況 (2020年3月31日現在)

- ①当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況
該当事項はありません。
- ②当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。
- ③現に発行している新株予約権
該当事項はありません。

(3) 会社役員 の 状況

① 取締役 および 監査役 の 状況 (2020年3月31日現在)

氏 名	会社における地位、担当および重要な兼職の状況
森 清隆	代表取締役社長 昭和KDE(株) 取締役 (株)キョウデンプレシジョン 取締役
佐藤 周一	代表取締役副社長 (経営推進本部長)
山口 鐘畿	取締役 (技術開発本部長)
永沼 弘	取締役 (基板統括本部長)
渡邊 真樹	取締役 (総合企画室長)
長谷川 洋二	取締役 弁護士法人長谷川洋二法律事務所 代表、弁護士 タカノ(株) 取締役 (監査等委員)
北原 清	常勤監査役
細川 清史	監査役 伊那バス(株) 監査役
清水 純一	監査役

- (注) 1. 取締役長谷川洋二氏は、社外取締役であります。
 2. 監査役細川清史氏および清水純一氏は、いずれも社外監査役であります。
 3. 監査役北原清氏は他社における監査役としての実績・経験から、監査役細川清史氏および清水純一氏は、金融機関における豊富な経験から財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
 4. 当事業年度における役員の地位および担当等の異動は次のとおりであります。

氏 名	異動前	異動後	異動年月日
佐藤 周一	取締役 営業推進部長	代表取締役副社長 経営推進本部長	2019年9月1日

5. 当社は、取締役長谷川洋二氏、監査役細川清史氏および清水純一氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
 6. 当社は、社外取締役長谷川洋二氏および各監査役との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額としております。
 7. 当社は、法令に定める監査役の数に不足となる場合に備え、補欠監査役を1名選任しております。
 補欠監査役 佐藤 信祐

② 事業年度中に辞任した取締役

氏 名	退任日	退任事由	退任時の地位、担当および重要な兼職の状況
岡本 満	2019年9月30日	辞任	取締役

③取締役および監査役の報酬等
当事業年度に係る報酬等の総額

区 分	支給人員	支給額
取締役	7名	69百万円
監査役	3名	12百万円
合 計	10名	81百万円

- (注) 1. 取締役の支給人員は、2019年9月30日付で退任した取締役1名を含んでおります。
 2. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
 3. 上記支給額のうち、社外取締役1名および社外監査役2名の報酬の合計額は8百万円であります。
 4. 取締役の報酬限度額は、1996年6月28日開催の定時株主総会において年額200百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。
 5. 監査役の報酬限度額は、1997年6月28日開催の定時株主総会において年額15百万円以内と決議いただいております。

④社外役員に関する事項
イ 重要な兼職先と当社との関係

区 分	氏 名	重要な兼職先	重要な兼職先と 当社との関係
社外取締役	長谷川 洋二	弁護士法人長谷川洋二法律事務所 代表、弁護士 タカノ(株) 取締役（監査等委員）	重要な取引その他の関係は ありません。
社外監査役	細川 清史	伊那バス(株) 監査役	重要な取引その他の関係は ありません。
	清水 純一	該当事項はありません。	該当事項はありません。

□ 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	主な活動状況
社外取締役	長谷川 洋二	当事業年度に開催された取締役会11回のうち10回に出席し、法律の専門家としての知識や経験に基づき適宜発言を行っております。また、監査役会に定期的に出席し、監査役との連携を図るとともに、経営トップとの意見交換を積極的に行っております。
社外監査役	細川 清史	当事業年度に開催された取締役会11回、監査役会16回のすべてに出席し、長年にわたる金融機関における知識や経験に基づき適宜発言を行っております。
	清水 純一	当事業年度に開催された取締役会11回、監査役会16回のすべてに出席し、金融機関の経営者としての知識や経験に基づき適宜発言を行っております。

(4) 会計監査人の状況

①名称 有限責任監査法人トーマツ

②報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	48百万円
当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	78百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を区分しておらず、また実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 当社の重要な子会社のうち、KYODEN (THAILAND) CO.,LTD.は、当社の会計監査人以外の監査法人による監査を受けております。
3. 監査役会は、取締役、社内関係部署および会計監査人より必要な資料の入手、報告を受けたうえで、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況、報酬見積もりの算出根拠について確認し、審議した結果、これらについて適切であると判断したため、会計監査人の報酬等の額について同意しております。
4. 当社は、会計監査人に対して、非監査業務である新収益認識会計基準への対応に係る助言業務を依頼し、対価を支払っております。また子会社1社は、会計監査人に対して、非監査業務である財務報告に係る助言・指導業務を依頼し、対価を支払っております。

③会計監査人の解任または不再任の決定方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

(5) 業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況

当社は、取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制に関する基本方針を決議しており、その基本方針に基づき、次のとおり運用しております。

①取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

当社および当社グループの役職員の職務の執行が法令および定款に適合し、かつ社会的責任を果たすため、コンプライアンス・ポリシー（企業行動理念）を定め、コンプライアンス委員会を中心とする研修等により、全役職員に周知徹底させております。

当社および当社グループの使用人から通報相談を受け付ける社内・社外（弁護士）の通報相談窓口（ホットライン）を設置し、匿名での通報を認めるとともに通報者に対する不利益な取扱を防止しております。

市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力および団体とは一切の関係を持たず、毅然とした態度で対応することとしております。

内部監査室が当社および当社グループの内部監査を実施し、代表取締役社長に報告しております。

②取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

重要な意思決定および報告に関する情報、文書の取扱は、「文書取扱規程」に基づき、保存媒体に応じ適切かつ確実に保存・管理するとともに、情報種別に応じ適切な保存期間を定め、期間中は閲覧可能な状態を維持しております。

当社および当社グループの情報セキュリティについては、当社の情報システム部門が「情報システム管理規程」に基づきこれにあたっております。

③損失の危険の管理に関する規程その他の体制

リスクの管理については、「リスクマネジメント規程」に基づき設置されたリスクマネジメント委員会の運用により対応しております。

各事業部門は、定期的にはリスク調査結果をリスクマネジメント委員会へ報告し、リスクマネジメント委員会は重点管理リスクを、取締役会へ報告しております。

当社および当社グループの経営に重大な影響を与えるような事態が発生した場合は、当社の代表取締役社長を本部長とした対策本部を設置し、必要な対策を実施し、損失を最小限に抑えるとともに早期の原状回復を図る体制をとっております。

当社および当社グループのリスク管理体制およびリスク管理の実施状況については、各社におけるリスク管理担当部署が当社のリスクマネジメント委員会と連携して行っております。

④取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社および当社グループは、経営機能の強化および取締役会における経営意思決定の迅速化を図るとともに、事業執行機能を強化するため執行役員制度をとっております。取締役会は、経営戦略の策定および業務執行の監督機能の充実に努めております。

取締役会は、月1回開催するほか必要に応じて臨時に開催し、法令で定められた事項や経営に関する重要事項を決定しております。

取締役会は、「経営計画管理規程」に従い、経営計画の進捗管理を行うとともに、取締役会の議事を充実させるよう経営会議において事前に検討を行い、効率的な業務の執行を図っております。

当社は、事業年度ごとの当社グループ全体の重点経営目標および予算配分等を定め、その進捗を管理しております。

⑤当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、子会社の遵法体制その他の業務の適正を確保するための体制の整備に関する指導および支援を実施しております。

当社グループの管理は、「関係会社管理規程」に従い当社管理本部長が統括し、当社グループと連携・調整を図り、協力してこれを行っております。

当社グループには、必要に応じて取締役または監査役として、当社の取締役または使用人を派遣し、業務の適正を確保しております。

当社グループにおける経営の健全性の向上および業務の適正の確保のために必要となるときは、子会社の事業運営に関する重要な事項について当社の承認を必要とするほか、特に重要な事項については当社の取締役会への付議を行う体制になっております。

内部監査室は、当社および当社グループの内部監査を実施し、内部統制の有効性と妥当性を確保しております。

⑥財務報告の信頼性を確保するための体制

当社グループの財務諸表および財務諸表に重要な影響を及ぼす開示事項等に係る外部報告の信頼性を確保するため、「財務報告に係る内部統制規程」を制定すると

ともに、財務報告に係る内部統制の構築、評価および報告に関し適切に運用しております。

⑦監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役職務を補助すべき使用人は、兼務として置き、監査役の指示に従いその職務を行っております。

⑧前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役付の独立性を確保するため、監査役付の任命、異動等人事権に係る事項の決定には常勤監査役の事前の同意を得る体制になっております。

監査役付の人事考課については、常勤監査役の意見を反映しております。

監査役付は、当社および当社グループの業務の執行に係る役職は兼務しておりません。

⑨取締役および使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に対する体制

代表取締役および業務の執行を担当する取締役は、取締役会等の重要な会議において随時その担当する業務の執行状況を報告しております。

当社および当社グループの代表取締役および業務執行を担当する取締役は、以下に定める事項について、発見次第各社の監査役に対し報告を行っております。

- ア. 会社に著しい損害および利益を及ぼす恐れのあるもの。
- イ. 社内外へ環境、安全、衛生または製品において重大な被害を与えたもの、またはその恐れのあるもの。
- ウ. 企業行動基準、各種規程への違反で重大なもの。
- エ. その他上記ア～ウに準ずるもの。

内部監査室が実施した内部監査の結果については、遅滞なく監査役に報告しております。

当社グループの内部通報制度担当部署は、当社グループの役職員からの内部通報の状況について、直接もしくは各グループの取締役または監査役を通じて、当社監査役に対して報告しております。

当社および当社グループの取締役および使用人は、監査役が事業の報告を求めた場合、または業務および財産の状況を調査する場合は、迅速かつ的確に対応しております。

- ⑩その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
監査役は代表取締役と定期的に意見・情報の交換を行っております。
監査役は当社グループの監査役と定期的に意見・情報の交換を行っております。
監査役は会計監査人と定期的に意見・情報の交換を行っております。
- ⑪当社の監査役の職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
当社は、監査役がその職務の執行について、当社に対し、会社法第388条に基づく費用の前払い等の請求をしたときは、担当部署において審議のうえ、当該請求に係る費用または債務が当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理しております。

(6) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営の最重要課題の一つと位置付けております。このような観点から、剰余金の配当等の決定につきましては、将来の事業展開と経営体質の強化のために必要な内部留保を確保しつつ、安定した配当を継続していくことを基本方針としております。

また、当社は会社法第459条第1項に基づき、取締役会の決議をもって剰余金の配当等を行うこととしており、当期の期末配当につきましては、前述の方針と2020年3月期の業績を踏まえ、1株につき5円とすることを2020年5月15日開催の取締役会において決議いたしました。

なお、次期の利益配当金につきましては、1株につき5円を見込んでおります。

連結貸借対照表

(2020年3月31日現在)

(単位：百万円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	29,649	流動負債	17,236
現金及び預金	5,173	支払手形及び買掛金	6,860
受取手形及び売掛金	14,187	電子記録債権	1,025
電子記録債権	2,431	短期借入金	2,409
商品及び製品	2,206	一年内償還予定の社債	326
仕掛品	2,102	一年内返済予定の長期借入金	2,272
原材料及び貯蔵品	3,314	リース債務	558
その他	377	未払法人税等	687
貸倒引当金	△143	賞与引当金	406
固定資産	15,852	その他	2,690
(有形固定資産)	(13,518)	固定負債	9,489
建物及び構築物	3,213	社債	480
機械装置及び運搬具	3,021	長期借入金	4,815
土地	4,286	リース債務	1,099
リース資産	1,977	繰延税金負債	251
建設仮勘定	458	役員退職慰労引当金	8
その他	561	退職給付に係る負債	2,639
(無形固定資産)	(269)	その他	195
(投資その他の資産)	(2,064)	負債合計	26,726
投資有価証券	357	純資産の部	
繰延税金資産	1,300	株主資本	19,116
その他	562	資本金	4,358
貸倒引当金	△156	資本剰余金	4,174
資産合計	45,502	利益剰余金	11,075
		自己株式	△491
		その他の包括利益累計額	△415
		その他有価証券評価差額金	147
		為替換算調整勘定	△557
		退職給付に係る調整累計額	△6
		非支配株主持分	74
		純資産合計	18,775
		負債・純資産合計	45,502

連結損益計算書

(自 2019年 4 月 1 日)
(至 2020年 3 月 31 日)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		53,160
売上原価		44,846
売上総利益		8,313
販売費及び一般管理費		6,125
営業利益		2,188
営業外収益		
受取利息及び配当金	7	
受取賃貸料	48	
投資事業組合運用益	97	
その他	64	217
営業外費用		
支払利息	100	
支払手数料	9	
為替差損	99	
その他	54	263
経常利益		2,142
特別利益		
投資有価証券売却益	2,059	2,059
特別損失		
減損損失	550	
事業構造改善費用	1,028	1,578
税金等調整前当期純利益		2,622
法人税、住民税及び事業税	1,158	
法人税等調整額	△172	985
当期純利益		1,636
非支配株主に帰属する当期純利益		14
親会社株主に帰属する当期純利益		1,621

貸借対照表

(2020年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	17,133	流動負債	9,998
現金及び預金	2,749	支払手形	195
受取手形	1,210	買掛金	1,676
売掛金	5,731	電子記録債務	1,025
電子記録債権	1,992	短期借入金	1,809
商品及び製品	442	一年内償還予定の社債	310
仕掛品	802	一年内返済予定の長期借入金	2,272
原材料及び貯蔵品	737	リース債務	342
前払費用	103	未払金	598
短期貸付金	2,936	未払費用	700
未収入金	419	未払法人税等	465
その他	12	未払消費税等	47
貸倒引当金	△6	賞与引当金	201
固定資産	15,339	その他	352
(有形固定資産)	(6,610)	固定負債	7,782
建物	1,666	社債	480
構築物	56	長期借入金	4,815
機械及び装置	855	リース債務	672
車両運搬具	13	退職給付引当金	1,720
工具、器具及び備品	138	その他	93
土地	2,753	負債合計	17,780
リース資産	1,000	純 資 産 の 部	
建設仮勘定	126	株主資本	14,689
(無形固定資産)	(144)	資本金	4,358
ソフトウェア	135	資本剰余金	4,174
その他	9	資本準備金	3,159
(投資その他の資産)	(8,584)	その他資本剰余金	1,015
投資有価証券	21	利益剰余金	6,648
関係会社株式	7,239	利益準備金	125
破産更生債権等	21	その他利益剰余金	6,523
繰延税金資産	977	繰越利益剰余金	6,523
その他	481	自己株式	△491
貸倒引当金	△156	評価・換算差額等	2
資産合計	32,472	その他有価証券評価差額金	2
		純資産合計	14,691
		負債・純資産合計	32,472

損益計算書

（ 自 2019年 4 月 1 日
至 2020年 3 月 31 日 ）

(単位：百万円)

科 目	金 額	金 額
売上高		24,472
売上原価		21,178
売上総利益		3,294
販売費及び一般管理費		3,032
営業利益		262
営業外収益		
受取利息及び配当金	380	
受取賃貸料	48	
投資事業組合運用益	97	
その他	42	569
営業外費用		
支払利息	69	
支払手数料	8	
為替差損	99	
その他	41	219
経常利益		611
特別利益		
投資有価証券売却益	2,059	2,059
特別損失		
事業構造改善費用	1,028	1,028
税引前当期純利益		1,642
法人税、住民税及び事業税	514	
法人税等調整額	38	552
当期純利益		1,089

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2020年5月21日

株式会社 キョウデン
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ
長野事務所

指定有限責任社員 公認会計士 小 松 聡 ㊞
業 務 執 行 社 員

指定有限責任社員 公認会計士 藤 野 竜 男 ㊞
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社キョウデンの2019年4月1日から2020年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社キョウデン及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2020年5月21日

株式会社 キョウデン
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ
長野事務所

指定有限責任社員 公認会計士 小 松 聡 ④
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 藤 野 竜 男 ④
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社キョウデンの2019年4月1日から2020年3月31日までの第38期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書(以下「計算書類等」という。)について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2019年4月1日から2020年3月31日までの第38期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下の通り報告いたします。

1. 監査役および監査役会の監査の方法およびその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況および結果について報告を受けるほか、取締役等および会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集および監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役および使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社および主要な事業所において業務および財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役および監査役等と意思疎通および情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他株式会社およびその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項および第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容および当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役および使用人等からその構築および運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等および有限責任監査法人トーマツから当該内部統制の評価および監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第5号イの留意した事項および同号ロの判断および理由については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視および検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告およびその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表）およびその附属明細書ならびに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書および連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1)事業報告等の監査結果

- ①事業報告およびその附属明細書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容および取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。
- ④事業報告に記載されている親会社等との取引について、当該取引をするにあたり当社の利益を害さないように留意した事項および当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断およびその理由について、指摘すべき事項は認められません。

(2)計算書類およびその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法および結果は相当であると認めます。

(3)連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法および結果は相当であると認めます。

2020年5月22日

株式会社キョウデン監査役会

常勤監査役 北原 清 ㊟

社外監査役 細川 清史 ㊟

社外監査役 清水 純一 ㊟

以上

株主総会参考書類

第1号議案 取締役7名選任の件

2019年9月30日をもって取締役1名が辞任し、本総会終結の時をもって現任の取締役6名全員は任期満了となります。つきましては、取締役7名の選任をお願いするものであります。取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	1	もり 森	きよ 清	たか 隆	(1956年3月7日生)	再任	
略歴、当社における地位および担当	1979年 4月 (株)愛工機器製作所入社 1992年11月 当社入社 1997年 4月 事業推進本部長 2009年 6月 取締役事業推進本部長 2013年 4月 取締役海外事業本部長 2018年 4月 代表取締役社長 (現任)				所有する 当社株式の数	300株	
重要な兼職の状況	昭和KDE(株) 取締役 (株)キョウデンプレシジョン 取締役						
取締役候補者とした理由	森清隆氏は、長年にわたり当社グループ電子事業の海外事業部門を指揮し、海外子会社の経営に携わるなど豊富な経験と当社における経営全般に関する知見を有しており、その経験を最高経営責任者の立場において発揮していることから、引き続き取締役候補者となりました。						
候補者番号	2	さ 佐	とう 藤	しゅう 周	いち 一	(1960年7月1日生)	再任
略歴、当社における地位および担当	1980年 4月 さかもと会計事務所入所 1985年 4月 神栄工業(株)入社 2011年 3月 日本エレクトロニクス(株) 代表取締役社長 2016年 3月 当社 執行役員管理本部長 2016年 6月 当社 取締役管理本部長 2018年 6月 当社 取締役量産事業本部長 2019年 4月 当社 取締役営業推進部長 2019年 9月 当社 代表取締役副社長 経営推進本部長 (現任)				所有する 当社株式の数	一株	
重要な兼職の状況	-						
取締役候補者とした理由	佐藤周一氏は、電子事業において営業・生産管理・管理・製造部門と多岐にわたる業務に従事し、また、子会社の経営に携わるなど、幅広い知識・実績と優れた経営執行能力を有しております。その豊富な経験に基づいた多面的な視野を活かすことで、当社の取締役会の意思決定機能の強化・補完が期待できることから、引き続き取締役候補者となりました。						

候補者番号

3

 やま ぐち がね き
 山 口 鐘 畿 (1966年9月25日生)

再任

略歴、当社における地位および担当

所有する
当社株式の数

1990年 4月 (株)神戸製鋼所入社
 2000年 4月 当社入社
 2007年 2月 K D Gものづくり統括室長
 2008年 6月 取締役K D Gものづくり統括室長
 2011年 6月 常務取締役製造本部長
 2012年 6月 代表取締役社長
 2018年 4月 取締役技術開発本部長 (現任)

13,900株

重要な兼職の状況

-

取締役候補者とした理由

山口鐘畿氏は、2012年6月に当社代表取締役社長に就任しておりましたが、現在はその知見を以て、次世代を見据えたプリント配線板などの技術開発活動に専念しております。また、これまでに培った経営全般に関する知識と経験により、当社の経営の意思決定および業務執行に重要な役割を果たしていることから、引き続き取締役候補者としていたしました。

候補者番号

4

 なが ぬま ひろし
 永 沼 弘 (1964年1月7日生)

再任

略歴、当社における地位および担当

所有する
当社株式の数

1982年 4月 (株)三協精機入社
 1987年 1月 当社入社
 2001年 4月 製造本部P C B製造部長
 2011年 5月 取締役T S P製造本部長
 2012年10月 取締役製造本部長
 2018年 4月 取締役基板統括本部長 (現任)

4,100株

重要な兼職の状況

-

取締役候補者とした理由

永沼弘氏は、長年にわたり当社グループ電子事業の製造部門を牽引してきた人物であり、国内外の子会社の経営に携わるなど豊富な経験と当社における経営全般に関する知見を有していることから、引き続き取締役候補者としていたしました。

候補者番号

5

わた なべ まさ き
渡 邊 真 樹 (1973年2月28日生)

再任

略歴、当社における地位および担当

1991年 4月 トーエイ電資(株) 入社
2018年 4月 当社 総合企画室長
2018年 6月 当社 取締役総合企画室長 (現任)

所有する
当社株式の数

-株

重要な兼職の状況

-

取締役候補者とした理由

渡邊真樹氏は、これまで積極的かつ幅広い事業展開を進めるにあたり重要な職責を果たしてきており、当社の企業価値向上に多大な貢献をしております。豊富な業務経験と知識を有していることから、引き続き取締役候補者としていたしました。

候補者番号

6

かみ やま あきら
上 山 晃 (1973年7月19日生)

新任

略歴、当社における地位および担当

2000年 4月 グレイス住販(株)入社
2000年11月 当社入社
2015年 2月 KYODEN (THAILAND) CO.,LTD. Director
2020年 1月 当社 営業統括本部長 兼 海外営業部長 (現任)

所有する
当社株式の数

-株

重要な兼職の状況

-

取締役候補者とした理由

上山晃氏は、これまで当社グループ電子事業の営業業務に長く携わり、海外子会社の役員として経営に参画するなど海外事業部門において多大な貢献をしております。豊富な業務経験と高いマネジメント能力を有しており、当社の取締役会の意思決定機能を強化することが期待されるため、新たに取締役候補者としていたしました。

候補者番号

7

は せ が わ よ う じ
長 谷 川 洋 二 (1952年12月9日生)

再任

社外

独立

略歴、当社における地位および担当

所有する
当社株式の数

1979年 3月 司法研修所卒業
1979年 4月 西武セゾングループ社内弁護士
1981年 4月 長野県弁護士会登録
1991年11月 当社 監査役
2015年 6月 社外取締役 (現任)

-株

重要な兼職の状況

弁護士法人長谷川洋二法律事務所 代表
タカノ(株) 取締役 (監査等委員)

社外取締役候補者とした理由

長谷川洋二氏は、社外取締役ならびに社外監査役となること以外の方法で会社経営に関与された経験はありませんが、弁護士として豊富な経験と高い見識を有し、また当社の社外監査役としての経験から当社を深く理解していただいております。この見識と経験を活かし、経営判断におきまして高度かつ専門的な助言、指導等、またコーポレート・ガバナンスの強化を含めた当社の経営全般に対する監督を行っていることから社外取締役としての業務を適切に遂行できるものと判断したため、引き続き社外取締役候補者いたしました。

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 長谷川洋二氏は社外取締役候補者であります。
3. 社外取締役候補者長谷川洋二氏は現に当社の社外取締役であり、その就任してからの年数は、本総会の終結の時をもって5年であります。また、それ以前の同氏の当社の監査役 (社外監査役) としての在任期間は、24年7ヶ月であります。
4. 当社は、長谷川洋二氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ておりますが、同氏が原案どおりに選任された場合、引き続き独立役員として届け出る予定であります。
5. 当社は長谷川洋二氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、善意でかつ重大な過失がないときには、会社法第423条第1項の損害賠償責任を法令の定める限度まで限定する契約を締結しております。同氏が原案どおりに選任された場合、当社は、同氏との間で当該契約を継続する予定であります。

第2号議案 監査役2名選任の件

本総会終結の時をもって監査役細川清史氏および清水純一氏は任期満了となりますので、監査役2名の選任をお願いするものであります。なお、本議案については、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

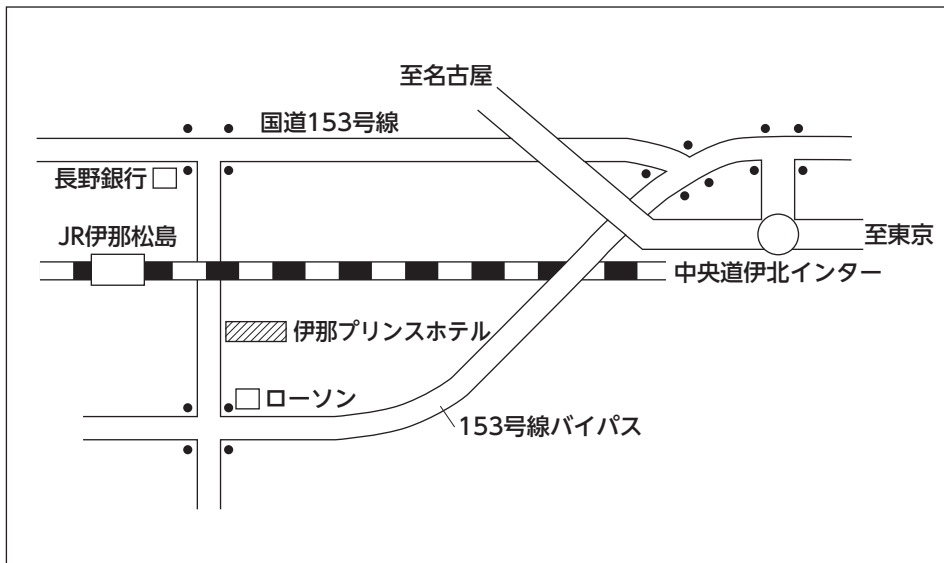
候補者番号	1	ほそ かわ きよ し 細 川 清 史 (1947年7月23日生)	再任	社外
略歴、当社における地位	1966年 4月 (株)八十二銀行入行 2005年 4月 伊那バス(株)入社 経理部長 2007年 5月 同社 常務取締役 2011年 5月 同社 監査役 (現任) 2013年 6月 当社 社外監査役 (現任)		所有する 当社株式の数 一株	
重要な兼職の状況	伊那バス(株) 監査役			
社外監査役候補者とした理由	細川清史氏は、金融機関における豊富な経験や幅広い見識を有し、経営の客観性や中立性重視の観点から当社の経営を監査するとともに、的確な助言を行っていることから監査役としての業務を適切に遂行できるものと判断したため、引き続き社外監査役候補者となりました。			
候補者番号	2	し みず じゆん いち 清 水 純 一 (1947年9月28日生)	再任	社外
略歴、当社における地位	1970年 4月 伊那信用金庫 (現アルプス中央信用金庫) 入庫 2001年 6月 同金庫 理事本店営業部長 2003年 7月 同金庫 理事審査部長 2007年 6月 同金庫 専務理事 2015年 6月 当社 社外監査役 (現任)		所有する 当社株式の数 一株	
重要な兼職の状況	-			
社外監査役候補者とした理由	清水純一氏は、金融機関における豊富な経験や幅広い見識を有し、経営の客観性や中立性重視の観点から当社の経営を監査するとともに、的確な助言を行っていることから監査役としての業務を適切に遂行できるものと判断したため、引き続き社外監査役候補者となりました。			

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 候補者全員は現に当社の監査役であり、その就任してからの年数は本総会の終結の時をもって、細川清史氏は7年、清水純一氏は5年であります。
 3. 細川清史氏および清水純一氏は、社外監査役候補者であります。
 4. 当社は、細川清史氏および清水純一氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ておりますが、両氏が原案どおりに選任された場合、引き続き独立役員として届け出る予定であります。
 5. 当社は各候補者との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、善意でかつ重大な過失がないときには、会社法第423条第1項の損害賠償責任を法令の定める限度まで限定する契約を締結しております。各候補者が原案どおりに選任された場合、当社は、各氏との間で当該契約を継続する予定であります。

以上

株主総会会場ご案内図

長野県上伊那郡箕輪町大字中箕輪8288番地1
伊那プリンスホテル デビューテホール
T E L 0265-79-0022



- J R 飯田線 伊那松島駅下車 徒歩7分
- 中央道伊北インターより車10分

- 新型コロナウイルスの感染が拡大しています。株主総会にご出席を検討されている株主様におかれましてはご自身の体調をご確認のうえ、感染予防に配慮いただきますようお願いいたします。
- 事前に書面により議決権を行使いただき、当日のご来場を見合わせていただくことも含めご検討ください。
- 株主総会当日は、当社運営スタッフがマスク着用で対応させていただく場合がございます。
- ご出席の皆様には、会場内にてマスクの着用をお願いする場合がございます。

